

特記仕様書

I 業務概要

- 1 業務名 平鹿地域振興局庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書」による。

II 業務範囲

平鹿地域振興局の保安規程に基づき、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を次のとおり行う。

1 業務対象の概要

- (1) 事業場の名称 平鹿地域振興局庁舎
- (2) 事業場の所在地 秋田県横手市旭川一丁目3番41号
- (3) 電気工作物
 - ①需要設備 設備容量 350kVA、最大電力 220kW、受電電圧 6,600V（庁舎）
 - ②非常用予備発電装置 ア 発電機定格容量 25kVA、発電機定格電圧 200V、出力 20kW、内燃機関（大松川ダム無線局舎）
イ 発電機定格容量 35kVA、発電機定格電圧 200V、出力 28kW、内燃機関（庁舎自家発電）
 - ③発電設備 発電電圧 200V、出力 15kW、太陽電池、系統連系有（庁舎太陽光）

2 業務内容

(1) 定期点検

別表「巡視、点検、測定及び試験の基準」により次のとおり実施する。

- ①月次点検 主として電気工作物が運転中の状態において、点検及び試験・測定等を月1回行う。ただし、低圧絶縁監視装置により点検を実施する場合、2ヶ月に1回とする。
なお、発電所（太陽電池発電設備）については6ヶ月に1回とし、実施時期は6月及び12月とする。
- ②年次点検 主として停電により電気工作物を運転停止状態にして、点検及び試験・測定等を年1回行う。
なお、実施時期は10月又は11月の閉庁日（土日祝日）とする。

(2) 臨時点検

電気工作物に異常が発生した場合、又は発生する恐れがあると判断した場合は、別表「巡

視、点検、測定及び試験の基準」によるほか、次のとおり実施する。

- ① 次に挙げる電気工作物については、その都度異常状況の確認・絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。
 - ア 高圧機器が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
 - イ 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作の原因となった電気工作物
 - ウ その他異常が発生した電気工作物
- ② 高圧受電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検・測定及び試験を行う。
- ③ その他、次に挙げる電気工作物について特に必要と認めた場合は、点検及び試験を行う。
 - ア 高圧受電盤の指示計器に異常が発生した場合、計器校正試験を行う。
 - イ 遮断器・開閉器と継電器の結合動作試験において、所定の動作をしなかった場合、継電器動作特性試験を行う。
- (3) 定期的な点検、測定及び試験において異常等があったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、修理、改造等の指示又は助言を行う。
- (4) 電気工作物に事故・故障の発生や発生するおそれがある旨の連絡があった場合には、応急措置を指導するとともに、次に掲げる処置を行うものとする。
 - ① 現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示。
 - ② 事故・故障の状況に応じた臨時点検。
 - ③ 事故・故障の原因が判明した場合は、再発防止対策に関する指示又は助言。
 - ④ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、その報告についての指示。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）及び関係法令に定める保安全管理業務外部委託に関する手続の助言
- (6) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会い
- (7) 電気事業法及び関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続の指導
- (8) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査に立会いして確認し、必要に応じそのとるべき措置を甲に助言する。

また、工事期間中の点検を週1回以上行い報告するとともに、必要に応じてそのとるべき措置を甲に助言する。
- (9) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを助言する。
- (10) 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に次に掲げる処置を行うものとする。
 - ア 警報発生時の原因を調査し、その適切な処置を行う。
 - イ 警報発生時の受信記録を3年間保存する。

- (11) 法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された工作機械群のように取り扱いに高度な専門技術を要するものについては、主開閉器から各機器の1次側電路までの点検及び絶縁抵抗測定（実施可能なものに限る）以外の点検及び試験を実施しないものとする。
- (12) 移動して使用する電気機器及びそれに付属する電線については、常時電路に接続して使用されるもの及び点検時現場に置かれているもの以外のものの点検及び試験を実施しないものとする。

Ⅲ その他

1 業務を実施する者の資格

電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2に定める要件に該当すること。

別表 巡視、点検、測定及び試験の基準

対象設備		項目	月次点検 周期：毎月	年次点検 周期：毎年	測定・試験	
					項目	周期
引込設備	区分開閉器 引込線 支持物 ケーブル等		異音、異臭、損傷 汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 標識、保護柵の状況 ヘッド、接続函、分岐函等 接続部の過熱、損傷、腐食 布設部の無断掘削	電柱、腕木、碍子、支線、支柱、保護網などの損傷、腐食 ケーブル腐食、亀裂、損傷 その他、月次点検に準ずる	絶縁抵抗測定	毎年
					接地抵抗測定	毎年
受電設備	遮断器 高圧負荷開閉器 変圧器 コンデンサ及びリアクトル 避雷器 計器用変成器 母線等		異音、異臭、損傷 汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 受と刃の過熱、変色、汚損、異物付着 外部の損傷、碍子、油漏れ、汚損、振動、音響、温度、ふくらみ、取付け状態 ヒューズの異常、その他の必要事項 計器の指示、異常、表示灯の異常、操作、切替開閉器などの異常その他必要事項	受と刃の接触、ゆるみ、荒れ具合 振止め装置の機能 操作具合、機構点検、付属装置の状態 油量、油の汚れ、必要によりその特性調査 外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常の有無 裏面配線の塵埃、汚損、ゆるみ、断線の有無 碍子類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみの有無 その他、月次点検に準ずる	絶縁抵抗測定	毎年
					接地抵抗測定	毎年
受配電盤	断路器 遮断器 開閉器類 配電用変圧器 電線及び支持物 ケーブル等		受電設備に同じ	受電設備に同じ	保護継電器の動作特性試験	毎年
					保護継電器と遮断器の連動試験	毎年
接地工事	接地線 保護管等		異音、異臭、損傷 汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	腐食、断線、外れ、ゆるみの有無 その他、月次点検に準ずる	電圧、負荷電流測定	毎月
					B種接地線の漏れ電流測定	毎月
接地工事	接地線 保護管等		異音、異臭、損傷 汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	腐食、断線、外れ、ゆるみの有無 その他、月次点検に準ずる	接地抵抗測定	毎年

項目 対象設備		月次点検 周期：毎月	年次点検 周期：毎年	測定試験	
				項目	周期
構 造 物	受電室建物	異音、異臭、損傷 汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 損傷、変形、腐食、雨漏り、 雨雪侵入 小動物侵入の有無、据付状態	消火設備の状態、標識、表示の状態 その他、月次点検に準ずる	接地抵抗測定	毎年
	キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等 配電設備				
非 常 用 予 備 発 電 設 備	原動機	異音、異臭、損傷 汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 燃料、潤滑油の油漏れ、冷却水の量、漏れ 機関の始動、停止、音響、回転、過熱、異臭、給油状況等	接続部のゆるみ 整流子、刷子、集電環等の点検 自動起動、自動停止の確認 発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)測定 その他、月次点検に準ずる	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 シーケンス試験 発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)測定	毎年 毎年 毎年 毎年
	発電機 始動装置等				
蓄 電 池 設 備	操作用	異音、異臭、損傷 汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 液面、沈殿物、色相、極板変色 変形、隔離板、端子、ゆるみ、損傷	架台の腐食、損傷 端子のゆるみ、腐食、損傷 耐酸塗料の剥離、床面の腐食、損傷 充電装置の動作状況 触媒栓の有効期限切れ その他、月次点検に準ずる	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 セル電圧測定 比重測定 温度測定	毎年 毎年 毎年 毎年
	非常用				
負 荷 設 備	配線	異音、異臭、損傷、不点 汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 開閉器等の湿気、塵埃等の有無	各部の変形、損傷、加熱物との離隔状況 開閉器、器具の接続状態 その他、月次点検に準ずる	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	毎年 毎年
	配線器具 低圧機器等				

対象設備		項目	月次点検 周期：6ヶ月	年次点検 周期：毎年	測定試験	
					項目	周期
太陽電池発電設備	太陽電池アレイ (本体)	表面の汚れ、破損、架台の腐食、発錆、配線の損傷ゆるみ			接地抵抗測定	毎年
	接続箱 (本体)	腐食、発錆、配線の損傷			接地抵抗測定	毎年
	パワーコンディショナー (本体)	腐食、発錆、損傷、異音、異臭、換気口フィルターの目詰まり	表示部の動作確認		接地抵抗測定	毎年
	系統連係保護装置		単独運転検出機能の確認		保護継電器の動作特性試験	毎年
	発電状況 (指示計器)		異音、異臭、指示状態			